

山梨県公報

第千四百六十二号

平成十六年

三月二十二日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(四件)……………二〇九

道路の供用開始……………二二〇

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二〇

公告

特定計量器の定期検査の実施……………二二〇

大規模小売店舗の新設に関する届出……………二二二

公共測量の終了……………二二三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二三

公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二二三

告示

山梨県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

南アルプス市大字曲輪田新田字宿東二番の一地先から南アルプス市大字曲輪田新田字宿東二三八番地先まで

新	旧
八・〇五、 一三・〇	五・五、 一〇・五
四九四・〇	四九四・〇

山梨県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

北巨摩郡明野村大字浅尾新田字古屋敷三六八三番の一地先から北巨摩郡明野村大字浅尾新田字踊石一七七八番の一地先まで

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	九・五、 三九・〇	四〇五・〇
	旧	五・〇、 一四・〇	四四〇・〇

山梨県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 原浅尾葦崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
北巨摩郡明野村大字浅尾新田字踊石一七七八番の一地先から 北巨摩郡明野村大字浅尾新田字古屋敷三六八三番の一地先まで	九・五 三九・〇	五・〇 一四・〇	四四〇・〇
	四〇五・〇		

山梨県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡須玉町大字若神子字御所村北二七三三番の一地先から 北巨摩郡須玉町大字若神子字御所村北二六六九番の一地先まで	一五・〇 一七・二	一四・五 一六・五	一三八・〇	一三八・〇
	一三八・〇			

山梨県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年四月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	茅野小淵沢 葦崎線	葦崎市六山町字夏目四二八番の一地先から 葦崎市六山町字夏目四〇六三番地先まで	一四八・〇	平成十六年 三月二十二 日

山梨県告示第百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
葦崎市藤井町北下条下横屋一五九一番一、一五九一番六、一五九九番四、一五九九番一〇及び一五九九番一一
- 二 道路の幅員
最大四・一五メートル 最小四・一〇メートル
- 三 道路の延長
八一・〇三メートル

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十六年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
非自動はかり (計量法施行)	平成十六年五月十日	午前十時から 午後二時半ま	三富村基幹集落センター	三富村

令（平成五年政令第三百二十九号）第五十一条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

平成十六年五月十一日	同	牧丘町総合会館	牧丘町
平成十六年五月十二日	同	同	同
平成十六年五月十三日	同	大和ふれあい会館	大和村
平成十六年五月二十四日	午前十時から午後三時まで	勝沼町民会館	勝沼町
平成十六年五月二十五日	同	同	同
平成十六年五月二十六日	同	同	同
平成十六年五月二十七日	同	同	同
平成十六年五月二十八日	同	同	同
平成十六年五月三十一日	同	春日居町役場	春日居町
平成十六年六月二日	同	石和町商工会館	石和町
平成十六年六月三日	同	同	同
平成十六年六月四日	午前十時から午後一時半まで	八代町役場	八代町
平成十六年六月九日	同	境川村総合会館	境川村
平成十六年六月十四日	同	御坂町役場	御坂町

平成十六年六月十五日	同	同	同
平成十六年六月十六日	同	同	同
平成十六年六月二十一日	同	一宮町YL 会館	一宮町
平成十六年六月二十二日	同	同	同
平成十六年六月二十三日	同	同	同
平成十六年六月二十八日	同	笛吹農業協同組合中道北支所	中道町
平成十六年六月二十九日	同	芦川村ふるさと総合センター	芦川村
平成十六年六月三十日	同	笛吹農業協同組合豊富支所	豊富村
平成十六年七月五日	同	鯉沢町総合福祉センター	鯉沢町
平成十六年七月六日	同	増穂町民会館	増穂町
平成十六年七月七日	同	同	同
平成十六年七月十三日	同	中富町役場	中富町
平成十六年七月十四日	午前十時半から午後一時半まで	早川町役場	早川町
平成十六年七月十六日	同	南部町活性化センター	南部町
平成十六年七月二十日	同	身延町役場	身延町

皮革面積計	平成十六年七月二十三日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成十六年七月二十二日まで)に検査を行わなかった場合に限る。)	同	同
	平成十六年七月二十三日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	同	同
	平成十六年七月二十三日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成十六年七月二十二日まで)に検査を行わなかった場合に限る。)	同	同
	平成十六年七月二十三日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	同	同
	平成十六年七月二十三日から平成十七年三月三十一日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成十六年七月二十二日まで)に検査を行わなかった場合に限る。)	同	同

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十六年七月二十二日まで縦覧に供する。

平成十六年三月二十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫	住 所	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号
--------	--------------------	-----	------------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーヨーデイツー塩山店
 所在地 塩山市大字下塩後字天神平九百八番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	株式会社ケーヨー 代表取締役 林武夫	住 所	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号
--------	--------------------	-----	------------------------

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十六年十一月十一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 五千九百十五平方メートル
- 届出年月日
 平成十六年三月十日

● 公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十六年三月十一日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業開始日 平成十五年十月二十三日
- 三 作業終了日 平成十六年二月十八日
- 四 作業地域 甲府市、東八代郡石和町並びに中巨摩郡竜王町、玉穂町、昭和町及び田富町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年三月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡敷島町中下条字冷田一八三四の一、一八三六の一、一八三七の一、一八三七の二、一八三七の四、一八三七の五及び一八三七の六
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡敷島町中下条千五百二十八番地 神澤輝美

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十六年三月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田 美枝

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（自動車の積載物の高さの制限）

第八条の二 令第二十二号第三号八の公安委員会が定めるものは、次の表に掲げる道路を通行する自動車とし、公安委員会が定める高さは四・一メートルとする。

路線名	区間
一 高速自動車国道中央自動車道（富士吉田線）	山梨県北都留郡上野原町大字上野原字後林八、七一〇番から山梨県南都留郡富士河口湖町大字船津字剣丸尾六、六六三番一まで
二 高速自動車国道中央自動車道（西宮線）	山梨県大月市脈岡町大字強瀬字朝倉八〇六番から山梨県北都留郡小淵沢町大字上笹尾字長谷沢四、〇三三番まで
三 高速自動車国道中部横断自動車道	山梨県南アルプス市大字在家塚字仲畑一、四五三番から山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字着物沢四、八二三番まで
四 一般国道一三八号（東富士五湖道路）	山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾五、五九七番八三から山梨県富士吉田市上吉田字駕籠坂上五、六一一番一まで
五 一般国道二〇号	山梨県北都留郡上野原町大字上野原字井戸尻八、六〇八番一から山梨県大月市大月町花咲字大首根九三五番二まで
六 一般国道二〇号	山梨県東山梨郡勝沼町大字上岩崎字上所面一、五四五番一地从先まで
七 一般国道五二号	山梨県南巨摩郡南部町大字万沢字境川六、九一一番一から山梨県富士吉田市本町三丁目四、二一五番一五地先まで
八 一般国道一三九号	山梨県西八代郡上九一色村大字富士ヶ嶺一、四二五番から山梨県富士吉田市上吉田字上町六六九番一まで
九 一般国道一三七号	山梨県富士吉田市大字上吉田字上宿七三番地先から山梨県富士吉田市上吉田二丁目三九七番の一地先まで
十一 一般国道一三七号	山梨県東八代郡御坂町大字上黒駒字毛頭七七〇番の七地先から山梨県東八代郡一宮町大字坪井字大原一、九八〇番の四地先まで
十一 一般国道一四〇号	山梨県甲府市上阿原町字整理地三六八番の四地先から山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳字田島屋敷一、三三三番の一地先まで
十二 一般国道一四〇号	山梨県韮崎市藤井町大字南下条字西岩下一、六〇三番の一地先

四一 号	から山梨県北巨摩郡高根町大字箕輪新町字西ノ窪一、七七二番の二地先まで
十三 一般国道三五八号	山梨県東八代郡中道町大字下曾根字大正一、〇四八番地先から山梨県甲府市中小河原町字外河原一、五八六番の二地先まで
十四 一般国道三五八号	山梨県東八代郡中道町大字上曾根字石原田三、六六二番の九七地先から山梨県東八代郡中道町大字下曾根字大正一、〇四八番地先まで
十五 県道甲府五穂中道線	山梨県甲府市中小河原町字古屋敷七三七番の一地先から山梨県甲府市中小河原町字下河原三九五番の一地先まで
十六 県道長坂高根線	山梨県北巨摩郡長坂町大字長坂上条字牛池二、三一三番の六二地先から山梨県北巨摩郡高根町大字箕輪新町字西ノ窪一、七七二番の二地先まで
十七 県道佐野川上野原線	山梨県北都留郡上野原町大字上野原字後山八、一五九番の九地先から山梨県北都留郡上野原町大字上野原字山下八、七六八番の五地先まで
十八 市道赤坂線	山梨県富士吉田市大字上吉田字鳥居下三、八三二番の三から山梨県富士吉田市大字上吉田字下手三、六五五番の三地先まで
十九 町道大越路石舟線	山梨県北都留郡上野原町大字上野原字後山八、一五九番の九地先から山梨県北都留郡上野原町大字上野原字ワラビ平八、一五四番の二六地先まで
二十 町道一級町道三号線	山梨県東八代郡御坂町大字金川原字塚之越九六九番の一地先から山梨県東八代郡御坂町大字金川原字八反久保六四四番地先まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則(以下「新細則」という。)第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。